

豊橋労働基準協会入会ご案内

当協会は、昭和26年5月に東三河地域(豊橋労働基準監督署管内)の事業主が集結して発足し、以来、今日まで会員事業場に対する活発な支援事業を続け、現在、会員数は約1,000事業場に及んでいます。

わが国は、少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少を続け、育児や介護と仕事の両立など、働く方のニーズの多様化等に直面しており、また、人手不足が顕在化し、企業活動に深刻な影響を及ぼしている現状にあります。

こうした中、働く方々が意欲に溢れ、安心して安全で健康に働き続けることのできる職場づくりを目指して取組を進めるとともに、多くの方が多様な働き方を選択し、その能力が発揮できる社会を実現するため、長時間労働の是正と『働き方改革』を進めていくことが喫緊の最重要課題となっています。この課題に対する取組は、人材確保を通じた経営のアドバンテージとなり、企業の社会的評価の向上や経営の活性化につながる極めて重要な事項です。

また、労働災害の防止のために重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」が平成30年からスタートしていますが、職場における安全衛生の取組は、働く方々の安全と健康を確保する人的投資であり、この取組もまた人材を確保・養成し、労働生産性の向上につながるものです。

『働き方改革』は一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジとして、官民挙げて取組が進められています。「働き方改革関連法」によって改正された労働基準法などが順次施行されていますが、時間外労働の上限規制や、いわゆる同一労働同一賃金などは、『働き方改革』の中核をなすものであり、戦後から続いてきた労働制度の抜本改革が始まっています。

労働基準法、労働安全衛生法等労働基準関係法令等を所管する労働行政においては、労働現場を巡る変化に的確に対応すべく、改正法令等に基づく施策の積極的な推進が図られ、行政運営方針の見直しなどが目まぐるしく行われています。事業者がこうした大きな動き、流れに適切に即応するためには、常に最新の情報を速やかに把握し、講ずべき具体的な対応策を検討、実施する必要であり、そのプロセスを円滑に進め、履行する上で、地域の事業者が緊密な連携を図りつつ、相互啓発していくことが不可欠です。

労働環境を取り巻く大きな変化や動きに円滑かつ適切に即応することが強く求められています。当協会は、地域の労働基準の向上に向けて関係行政機関等と連携し、会員事業場に対する支援、下支えをさせていただくことにより、事業者が互いに共存共栄を図り、一層の発展に資すべく活発な各種の活動を続けています。

当協会の活動等にご理解を賜り、ご入会下さいますようご案内申し上げます。

豊橋労働基準協会の業務概要

豊橋労働基準協会は労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の普及、周知などを図るために設立された、企業を構成員とする団体です。

愛知労働局、豊橋労働基準監督署をはじめ、関係行政機関、団体等と連携し、会員企業に対する賃金・労働時間等の労務管理や労働災害の防止を図るための自主的安全衛生管理活動に係る取組支援などを通じ、地域の労働基準の向上に向けた積極的な活動を行っています。

総務、産業安全、労働衛生及び労災の各部会を設けるとともに、事務局には専従の職員を配置し、会員の総意で決定された事業活動の運営に当たっています。

主な事業の概要は次のとおりです。

- 1 定期発行(毎月)の協会報による最新の労働関係法令の改正、行政運営、統計、講習会等労働情報の迅速な提供
- 2 労働関係法令の説明会、全国安全週間・全国労働衛生週間の説明会、労働に係る各種の研修会、講習会、セミナーの開催
- 3 労働基準関係法令で定める技能講習、特別教育等の実施
- 4 会員事業場の優良従業員表彰、優良事業場見学会等の実施
- 5 安全衛生用品斡旋等労務・安全衛生支援活動の実施、相談対応等
- 6 その他適切な労務管理、自主的な労働災害防止活動に関する支援、啓発等